

事務連絡
令和3年1月8日

保護者各位

我孫子市保育課長

緊急事態宣言に伴う保育園等における新型コロナウイルス感染防止対策について（お願い）

日頃より、保育園等の新型コロナウイルス感染防止対策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。国は令和3年1月7日に1都3県（千葉県を含む）に対し、緊急事態宣言を発出しましたが幼稚園、保育園等には休園要請が無かったため、通常どおり保育園等の運営を行います。

このため、市内の保育園等は、施設における感染拡大予防対策として継続的に実施すべき基本的な事項を「保育所における感染症対策ガイドライン」や「保育所等における感染拡大防止のための留意点」などのガイドラインを参考に、引き続き、感染拡大予防対策を徹底していきます。

また、保育園等施設でのクラスター（小規模な患者の集団発生）を防止するため、感染防止策を講じる取組を勧奨するとともに、引き続き、保育園等職員についても出勤前に体温を計測し、発熱や呼吸器症状が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底していきます。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保護者の皆様にも下記の事項に留意しながら子どもたちの安全を守るために再度ご協力をお願いします。

記

- ①同居家族や送迎者及び園児に発熱（37.5℃以上）がある、倦怠感（だるさ）がある、咳・のどの痛み、味覚・臭覚に違和感があるなどの症状がある方は登園を控えてください。
- ②同居家族や送迎者及び園児に感染症の可能性がある場合には園にご連絡ください。
- ③保護者や園児、ご家族が新型コロナウイルス感染症診断検査（PCR検査）の対象となる場合は、登園を自粛いただくこととなりますので、必ず園にご連絡ください。結果が出るまでは登園を控えてください。
- ④園児については、24時間以内に37.5℃以上の熱が出た時や解熱剤を使用しているとき、咳や鼻水など風邪症状のある時、保育園等から発熱で連絡があった翌日（熱が下がって24時間以上経過し登園）は登園を控えてください。

（担当）

我孫子市子ども部保育課保育担当

TEL 04-7185-1490（直通）

保護者各位

我孫子市長 星野 順一郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育園等の対応について
(6月30日までの対応)

平素より、保育園等の新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、千葉県は令和2年5月4日の国の緊急事態宣言の延長及び新たな基本的対処方針が示されたことを踏まえ、これまでの措置を継続することとしました。

このため、市は緊急事態宣言下においても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方に保育を提供するため、保育園等の規模を縮小し、感染症対策を講じながら継続的な保育園等の機能維持に努めていますが、千葉県からも「家庭保育が可能な場合は登園を控えていただくよう、保育園等を利用する保護者に対し協力を依頼すること。」と要請があったことを踏まえ、6月30日までの間、家庭での保育が可能な方は登園を控えていただきますよう、引き続き、家庭保育(休園)にご協力を要請させていただきこととしました。

つきましては、保育園等では保育の必要性を確認させていただくとともに、予め登園日を把握させていただくことで保育士体制を整えるため「保育利用申出書」(4月に提出済みの方は5月及び6月の登園日のみを園と調整)を各園長にご提出いただきますようお願いいたします。登園園児がいない日は、感染拡大防止の観点から、保育園等についてはお休みとなる場合があります。

なお、状況が日々変化することから、対応については変更になる場合があること、急なお知らせとなる場合があることをご了承ください。

保育園等職員は感染リスクと戦いながら、子どもの安全を守るためにいつ終息するかわからない状況の中で勤務しています。医療提供体制もひっ迫してきている中、子どもたちやその家族、そして、職員の健康と命を守るため、引き続き、緊急事態宣言の期間が延長された主旨をご理解いただき、家庭保育にご協力くださるようお願いいたします。

(担当)

我孫子市 子ども部 保育課 保育担当

TEL: 04-7185-1490 (直通)

保護者各位

我孫子市長 星野 順一郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育園等の対応について
(5月31日までの対応)

平素より、保育園等の新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

4月13日現在、我孫子市で新型コロナウイルス感染者は7人確認され、身近なところで感染が拡大傾向にあります。さらに、近隣市では保育士の感染が確認され保育園が臨時休園となる事態が生じています。

このため、保育園等職員は健康管理を徹底しておりますが、保育士の健康状態等により、休まざるをえない状況になった場合に保育園等において保育士が一時的に不足する事態も想定されます。

市は緊急事態宣言下においても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方に保育を提供するため、保育園等の規模を縮小し、感染症対策を講じながら継続的な保育園等の機能維持に努めていますが、このたび千葉県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、4月14日から映画館や遊技場等に休業要請を実施したことを踏まえ、5月31日までの間、家庭での保育が可能な方は登園を控えていただきますよう、さらに家庭保育(休園)にご協力を要請させていただくこととしました。

つきましては、保育園等では保育の必要性を確認させていただくとともに、予めご登園日を把握させていただくことで保育士体制を整えるため「保育利用申出書」を各園長にご提出いただきますようお願いいたします。登園園児がいない日は、感染拡大防止の観点から、保育園等についてはお休みとなる場合があります。

なお、状況が日々変化することから、対応については変更になる場合があること、急なお知らせとなる場合があることをご了承ください。

保育園等職員は感染リスクと戦いながら、子どもの安全を守るためにいつ終息するかわからない状況の中で勤務しています。子どもたちやその家族、そして、職員の健康と命を守るため、今一度、緊急事態宣言が発令された主旨をご理解いただき、現時点での保育園等利用の必要性を再確認して下さるようお願いいたします。

(担当)

我孫子市 子ども部 保育課 保育担当

TEL: 04-7185-1490 (直通)